

八王子市まちづくりアドバイザーあっ旋要綱

平成 19 年 1 月 1 日施行

改正 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子地区まちづくり推進条例施行規則(以下「規則」という。)

第 20 条第 2 項の規定に基づき、まちづくりアドバイザーに係る必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において、使用する用語は、八王子市地区まちづくり推進条例(平成 18 年八王子市条例第 44 号。以下「条例」という。)及び規則において使用する用語の例による。

(まちづくりアドバイザーのあっ旋)

第 3 条 まちづくりアドバイザーのあっ旋を受けようとする協議会等は、まちづくりアドバイザーあっ旋申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次条に定めるまちづくりアドバイザーとして登録された者の中から申請内容に適した者を選定し、まちづくりアドバイザー選定通知書(第 2 号様式)により当該協議会等に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をしたときは、あわせて当該選定に係るまちづくりアドバイザーに、まちづくりアドバイザーあっ旋通知書(第 3 号様式)により通知するものとする。

4 協議会等又はあっ旋されたまちづくりアドバイザーは、その申出により双方了解のうえ、まちづくりアドバイザーを変更することができる。まちづくりアドバイザーの変更については、前 2 項の規定を準用する。

5 あっ旋を受けたまちづくりアドバイザーは、その業務の遂行において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

6 あっ旋を受け、その業務を行ったまちづくりアドバイザーは、まちづくりアドバイザー実績報告書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

7 市長は、必要と認めるときは、あっ旋したまちづくりアドバイザーに対し、活動状況等について報告を求めることができる。

8 まちづくりアドバイザーの報酬は、協議会等の負担とし、準備会への出席については、1 回につき 3 万円を、協議会への出席は、1 回につき 5 万円を限度とする。

(まちづくりアドバイザーの登録等)

第4条 まちづくりアドバイザーとして登録を希望する者は、市長に対し、登録の申請をすることができる。

2 前項に規定するまちづくりアドバイザーの登録の申請は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行うものとする。

個人 まちづくりアドバイザー登録申請書(個人用)(第5号様式)、経歴書(第6号様式)及びまちづくりアドバイザー登録票(第7号様式)

法人 まちづくりアドバイザー登録申請書(法人用)(第8号様式)、経歴書及びまちづくりアドバイザー登録票

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次のいずれかの要件を満たすと認めるときは、まちづくりアドバイザーとして登録するものとする。

個人の申請者にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

ア 都市計画、建築設計、都市デザイン等まちづくりに関する知識を有し、当該業務に関し10年以上の実務経験を有する者

イ 地区計画等又は建築協定その他のまちづくりの計画の策定等に関与し、中心的な役割を果たした実績がある者

ウ 大学等においてまちづくりに関する教育研究を行っている教授等

エ その他市長が、アからウに規定する者と同等の知識又は経験を有すると認められた者

法人の申請者にあつては、前号アからエまでのいずれかに該当する者が2人以上在職していること。

4 市長は、第2項の申請に基づき、まちづくりアドバイザーとして登録すると決定したときは、まちづくりアドバイザー登録通知書(第9号様式)により、登録しないと決定したときは、まちづくりアドバイザーとして登録しない旨の通知書(第10号様式)により、その旨申請者に通知する。

5 市長は、前項の規定により登録すると決定した者をまちづくりアドバイザー登録者名簿に登載し、まちづくりアドバイザー登録票を公表するものとする。

6 まちづくりアドバイザーは、まちづくりアドバイザー登録者名簿及びまちづくりアドバイザー登録票に記載された事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

7 まちづくりアドバイザーは、まちづくりアドバイザーの登録の取消しを申し出るときは、まちづくりアドバイザー登録取消申出書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

- 8 まちづくりアドバイザーの登録期間は、第5項の規定によるアドバイザー登録簿に登載した日から、その日の属する年度の翌々年度の末日までとする。
- 9 前項の登録期間は、まちづくりアドバイザーから登録の取消しの申出がなければ、自動的に3年間延長し、以後この例によるものとする。

(まちづくりアドバイザー登録の取消し)

第5条 市長は、まちづくりアドバイザーが、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該まちづくりアドバイザーの登録を取り消すことができる。

まちづくりアドバイザーとしての資質に欠けると認めるとき。

虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたと認めるとき。

前条第6項に規定する記載事項の変更の届出を怠ったとき。

まちづくりアドバイザー登録取消申出書を提出したとき。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

八王子市長 殿

(申請者)
団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

まちづくりアドバイザーあっ旋申請書

八王子市まちづくりアドバイザーあっ旋要綱第3条第1項の規定により、まちづくりアドバイザーのあっ旋を申請します。

あっ旋を受ける 目的及び内容	
希望する回数 及び日程等	
希望する場所等	
あっ旋を希望する まちづくりア ドバイザー	
備 考	

様

八王子市長

まちづくりアドバイザー選定通知書

年 月 日付で申請のあったまちづくりアドバイザーのあつ旋については、八王子市まちづくりアドバイザーあつ旋要綱第3条第2項の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。

選定したまちづくり ア ド バ イ ザ ー	
アドバイザーの連絡先	
備 考	

様

八王子市長

まちづくりアドバイザーあっ旋通知書

八王子市まちづくりアドバイザーあっ旋要綱第3条第2項の規定により、下記の団体にまちづくりアドバイザーとしてあっ旋しましたので、同条第3項の規定により通知します。

協議会等の名称	
協議会等の代表者 住所・氏名	
連絡先	
業務の内容	
業務を行う場所	
備考	

八王子市長 殿

(まちづくりアドバイザー)

住 所

氏 名

電話番号

まちづくりアドバイザー実績報告書

まちづくりアドバイザーとして行った業務について、八王子市まちづくりアドバイザーあっ旋要綱第3条第6項の規定により、次のとおり報告します。

日 時	
場 所	
参 加 者 数	
業 務 の 概 要	
成 果 等	
次回以降の予定	
備 考	

当日配布した資料等の写しを添付してください。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

（申請者）

住 所

氏 名

まちづくりアドバイザー登録申請書(個人用)

八王子市まちづくりアドバイザーあっ旋要綱第4条第2項第1号の規定により、次のとおりまちづくりアドバイザー登録を申請します。

氏 名	
住 所	
専 門 分 野	
連 絡 先	
勤 務 先 等	

第6号様式(第4条関係)

経 歴 書

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 年 月 日生

最終学歴

1 年 月

職歴

2 年 月

資格

3 年 月

第7号様式（第4条関係）

まちづくりアドバイザー登録票

ふりがな	
氏名	
所属(勤務先)	
連絡先	
専門分野	
支援可能事項	まちづくりの進め方(ワークショップなど)について まちづくりの事業手法や制度について まちづくりの計画・ルールづくりについて 建築制限、開発制限について 不動産鑑定、税務、法律について 防災まちづくりについて その他()
支援可能事項における実績等	
論文その他の実績等	

その他PR事項

第8号様式(第4条関係)

年 月 日

八王子市長

殿

(申請者)

住 所(主たる事務所の所在地)

名 称

代表者氏名

電話番号

まちづくりアドバイザー登録申請書(法人用)

八王子市まちづくりアドバイザーあつ旋要綱第4条第2項第2号の規定により、次のとおりまちづくりアドバイザー登録を申請します。

1	氏 名	
	専 門 分 野	
	生 年 月 日	
	所 属 部 署	
	連 絡 先	
	備 考	
2	氏 名	
	専 門 分 野	
	生 年 月 日	
	所 属 部 署	
	連 絡 先	
	備 考	

様

八王子市長

まちづくりアドバイザー登録通知書

年 月 日付で申請のあったまちづくりアドバイザー登録について、登録することと決定したので、八王子市まちづくりアドバイザー登録要綱第4条第4項の規定により、次のとおり通知します。

1	氏 名	
	住 所	
	所 属	
2	氏 名	
	住 所	
	所 属	

第 年 月 日
年 月 日

様

八王子市長

まちづくりアドバイザーとして登録しない旨の通知書

年 月 日付で申請のあったまちづくりアドバイザー登録について、下記の理由により登録しないこととしたので、八王子市まちづくりアドバイザーあっ旋要綱第4条第4項の規定により、次のとおり通知します。

理 由	
備 考	

八王子市長

殿

（申出者）

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

まちづくりアドバイザー登録取消申出書

八王子市まちづくりアドバイザーあっ旋要綱第 4 条第 7 項の規定により、次のとおり
まちづくりアドバイザー登録の取消しを申し出ます。

登録された者の氏名	
申 出 の 理 由	